

長野県告示第524号

山ノ内町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 (1/10,000都市計画基本図作成)

2 作業期間

平成24年5月2日から平成25年2月28日まで

3 作業地域

下高井郡山ノ内町

建設政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ2917台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月20日（月）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成24年8月17日（金）午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成24年8月15日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更をし、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
2917 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:
From January 1, 2013 until December 31, 2017
- (3) Delivery places:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
Information System Promotion Office, Information Statistics Division, Planning Department, Nagano Prefectural Government
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City
TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 10:00AM August 20, 2012
Place: PC training room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00PM August 17, 2012
Place: Information System Promotion Office, Information Statistics Division, Planning Department, Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人うえだ中央会
- 3 代表者の氏名
堀 場 勝哉
- 4 主たる事務所の所在地
上田市上田1862番地7
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人々に対して、働くための就業及び職業訓練の場を提供し地域住民と共に、社会生活を営むことが出来るよう生活基盤の整備に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人女性健康支援 S A N B A の会

- 3 代表者の氏名
宮崎 ひでみ

- 4 主たる事務所の所在地
大町市社5599番地1

- 5 定款に記載された目的
この法人は、思春期、妊婦及び生後早期からの子どもとその母親、更年期世代の女性と高齢の人達に対して、ライフステージ各期の健康に関する事業を行い、地域の人達が健康でハッラツと自立した豊かな生活そして生涯が送れるように寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さなだスポーツクラブ

- 3 代表者の氏名
山崎 壽雄

- 4 主たる事務所の所在地
上田市真田町長7193番地1 上田市真田体育館内

- 5 定款に記載された目的
この法人は、上田市内外の住民に対して、多世代の要求に応えるための多種にわたるスポーツ・文化の振興に関する事業を提供し、誰もが気軽にスポーツ・文化を楽しむとともに、生涯を通じ体力・技能の向上を図り、健康で明るく活力ある地域社会形成と社会の公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北アルプスの風

3 代表者の氏名

神谷典成

4 主たる事務所の所在地

大町市大町2790番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする者に対して、住み慣れた地域環境で、人権を尊重され、自己選択の基でサービスを受けられるよう支援する事業を行う。また、要介護者等を支援する者に対し、介護の負担を少しでも軽減できるよう多角的な視座の基、助言及び援助を行い、それに係わろうとする者への教育や相談も兼ねて行う。それにより、共にやすらぎと生きがいを感じられる地域福祉の構築に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わっこ自立福祉会

3 代表者の氏名

加藤 荘次郎

4 主たる事務所の所在地

上田市保野830-1

5 定款に記載された目的

本会は、障害者が自立生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ざいごう

3 代表者の氏名

古澤良春

4 主たる事務所の所在地

上水内郡信濃町大字富濃1994番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、信濃町又は上越市近郊への移住希望者及び各町内の転居希望者その他の者に対して、住宅の提供、物件の売買情報の提供、賃貸物件の情報の提供に関する事業を行い、人口増加による街づくりの推進と経済活動の活性化に寄与する。また、既移住者間の相互交流と親睦を図ることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木曽情報技術支援センター

3 代表者の氏名

永島芳晃

4 主たる事務所の所在地

木曽郡木曽町福島5393番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、地域情報の窓口となり、地域に在住又は勤務する不特定多数の個人及び団体の、電子通信媒体による情報活動と情報技術に対する取組みを支援し、地域の美しい自然環境、健康的・文化的な活動、商工産業等の経済活動、福祉・教育等に関する活動等の、様々な分野における有益的な情報を地域内外に発信することによって、まちづくりの推進を図る活動を通じて、そこに住み、働き、訪れる全ての人々にとって、魅力ある地域の創造と地域の公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこじやらし茅野

3 代表者の氏名

岡元春美

4 主たる事務所の所在地

茅野市中大塩7番地36

5 定款に記載された目的

この法人は、在住外国人に対して、市民生活におけるさまざまな問題に対しての相談、援助、さらにガイドブックの作成等の事業を行い、国際交流及び市民と在住外国籍の人と共に共生することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人アルウィズ

3 代表者の氏名

村岡 裕

4 主たる事務所の所在地

安曇野市三郷温3399番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、誰もが住みなれた地域で助け合いながら安心して充実した生活ができるよう、生活支援のために必要な事業を行うとともに、福祉サービスの質の向上のために必要な調査研究、研修などの事業を行い、地域福祉と福祉サービスの質の向上のために寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県成年後見サポートセンター

3 代表者の氏名

小川修一

4 主たる事務所の所在地

長野市大字南長野南県町1009番地3 長野県行政書士会館内

5 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度の普及、活用及びそのための人材を育成することを通じ、高齢者・知的障がい者・精神障がい者（以下、高齢者等とする。）が自らの意思に基づいた日常生活が過せるよう、権利の擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サン・コート

3 代表者の氏名

重野喜徳

4 主たる事務所の所在地

長野市篠ノ井二ッ柳2076番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者の方々が、地域社会の中で充実した人生が送れるよう、生活支援、介護サービス及び介護移送サービスを提供することで、高齢者、障がい者の方々が自立した生活のできる、暮らしやすい社会作りに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人春の小川

3 代表者の氏名

西牧千恵子

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門六番町4番35号

5 定款に記載された目的

この法人は、一人の人間として尊重され、地域において自律した暮らしをしたいと願う、障害をお持ちの方たちのために、地域での自律生活を支援する事業を通じ、だれでも普通に地域で生活できる社会を実現し、市民がより豊かな地域社会を築いていくことに貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信濃町スポーツ企画サービス

3 代表者の氏名

牧野義夫

4 主たる事務所の所在地

上水内郡信濃町大字野尻3884番地40

5 定款に記載された目的

この法人は地域スポーツの拠点となる市民参加型のスポーツ施設の管理運営やスポーツイベントの企画運営等を行うとともに、県外からのスポーツ団体の合宿を積極的に誘致するために様々な情報を提供し、スポーツ振興による地域の活性化に寄与とともに、保養地を訪れる皆様が素晴らしい自然環境の中で安心して過ごせる管理運営を提供し、地域振興に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等

排水ポンプ車(30立米/分) 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成25年2月22日

(4) 納入場所

長野県諏訪建設事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の物件の買入れの欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 調達をする物品等に関し、メンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 仕様書及び入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692—2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7079

入札説明書等は、長野県公式ホームページの次のページで閲覧することができます。

http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/kanzai/chotatsu/setsumei_i.htm

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成24年8月22日(水) 午後5時
 イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2
 (県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部財産活用課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月23日(木) 午前10時30分
 イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、平成24年8月21日(火)までに入札申込書を提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、仕様書及び入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Drainage pump truck (30m³/min) 1 unit

(2) Delivery deadline: February 22, 2013

(3) Delivery place: Suwa Construction Office, Nagano Prefecture

(4) Contact place for information about the tender; description/conditions /other inquiries:

Property Utilization Division, General Affairs Department, Nagano Prefectural Government
 692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City
 TEL +81-26-235-7079(Japanese only)

(5) Time limit and delivery location for the tender submission by mail (registered mail only):

Time limit for acceptance: 5:00pm, August 22, 2012

Mailing address: Property Utilization Division,
 General Affairs Department,
 Nagano Prefectural Government
 692-2 Habashita, Minami Nagano,
 Nagano City
 380-8570 JAPAN

(6) Time and place for tender submission by hand delivery and bid opening:

Time: 10:30am, August 23, 2012

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government

West Annex 1F

財産活用課

公告

平成25年度長野県須坂看護専門学校学生を次のとおり募集します。

平成25年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

修業年限3年	一般入学試験	30人程度
	推薦	10人程度

2 一般入学試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者(平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)とします。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 イ 高等学校を卒業している者と同等程度以上の学力があると認められる者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本校所定の用紙によります。)

(4) 写真(本校所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦6.5センチメートル、横4.5センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚を貼ってください。)

(9) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(1) 高等学校等の調査書

(6) 宛先明記の返信用封筒(80円切手を貼った長形3号封筒)

イ 受験料

受験料(9,600円)は、長野県収入証紙を購入し、これを入学願書の所定欄に貼ってください。

なお、消印はしないでください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成24年12月3日(月)から12月19日(水)までの土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は書留とし、受付期間の最終日必着とします。)

オ 入学願書提出先

長野県須坂市臥竜2-20-1(郵便番号 382-0028)

長野県須坂看護専門学校

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(1) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、長野県須坂看護専門学校が実施する試験の結果及び人物考査等を総合して行います。

(4) 入学者選考試験の実施期間及び試験内容

実施期間	試験内容
平成25年 1月16日(水)	学力試験(国語総合(現代文に限る。)、数学I・A(確率に限る。)及び英語I・II) 作文
平成25年 1月17日(木)	人物考査(集団面接)

(5) 試験場所

長野県須坂看護専門学校
(住所:長野県須坂市臥竜2-20-1)

(6) 合格者の発表

ア 日時

平成25年1月30日(水) 午前10時

イ 方法

長野県須坂看護専門学校掲示板及び同校のホームページに掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

ウ 追加合格

募集人員に欠員が生じたときは、補欠合格により欠員を補充します。

3 推薦による選考

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成25年3月に卒業見込みの者とします。

(2) 推薦条件

ア 次の(7)から(I)までのいずれにも該当する者とします。

(7) 調査書の全体の評定平均値が3.7以上である者

(I) 看護職に就く意思が明確であり、看護職にふさわしい資質のある者

(ウ) 合格した場合、必ず入学する者

(I) 卒業後は県内の保健医療機関に就職する意思のある者

イ 高等学校の校長が推薦できる人員は、1校あたり2人以内とします。

(3) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本校所定の用紙によります。)

(I) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(ウ) 写真(本校所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦6.5センチメートル、横4.5センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚を貼ってください。)

(I) 推薦書(本校所定の用紙により、在学する高等学校の校長が作成したもの)

(オ) 志望の理由(本校所定の用紙により、本人が作成したもの)

(カ) 在学する高等学校の校長が作成した調査書(厳重密封されたもの)

イ 受験料

受験料(9,600円)は、長野県収入証紙を購入し、これを入学願書の所定欄に貼ってください。

なお、消印はしないでください。

ウ 出願方法

提出書類は、在学する高等学校の校長を経由して郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成24年10月15日(月)から10月23日(火)までの土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は書留とし、受付期間の最終日必着とします。)

オ 入学願書提出先

2の(2)のオのとおりです。

カ 受験票の交付

2の(2)のカのとおりです。

(4) 入学者の選考方法

入学者の選考は、長野県須坂看護専門学校が実施する試験並びに調査書及び推薦書の審査の結果を総合して行います。

(5) 入学者選考試験の実施期日及び試験内容

実施期間	試験内容
平成24年 11月10日(土)	学力試験(国語総合(現代文に限る。)及び英語I・II) 作文 人物考査

(6) 試験場所

長野県須坂看護専門学校
(住所:長野県須坂市臥竜2-20-1)

(7) 合格者の発表

ア 日時

平成24年11月21日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県須坂看護専門学校掲示板及び同校のホームページに掲示するほか、在学する高等学校を経由して本人に通知します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

また、推薦による選考の結果合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験による選考に出願することができます。

4 その他

(1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県須坂看護専門学校(電話026-248-8311)に行ってください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のため必要な範囲でのみ利用します。

医療推進課

公告

平成24年5月28日付けで公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出について、次のとおり取下げ書の提出がありました。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 届出書の取下げがあった大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド安茂里店

長野市大字安茂里字武右エ門島3148-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

- 3 届出の取下げの年月日
平成24年6月28日
4 取下げの理由
計画の変更に伴い、駐車場の減少台数に変更が生じるため。

経営支援課

公告

県営梓川右岸地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営梓川右岸地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間
平成24年7月10日から平成24年8月7日まで
3 縦覧の場所
松本市役所

農地整備課

公告

安曇野市重光堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年7月9日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理 事

氏 名	住 所
川井伴三	安曇野市豊科南穂高5423番地1
等々力敬三	安曇野市豊科南穂高5032番地5
小林一郎	安曇野市豊科南穂高5222番地
下里利明	安曇野市豊科南穂高6056番地2
相馬吉一	安曇野市穂高1964番地

退 任

氏 名	住 所
下里茂	安曇野市豊科南穂高5236番地
白坂孔明	安曇野市豊科南穂高5362番地1
等々力葵一	安曇野市豊科南穂高5121番地
峯村辰男	安曇野市豊科南穂高5745番地
水口良衛	安曇野市穂高3580番地1

監 事

氏 名	住 所
浅川久則	安曇野市豊科南穂高5206番地
浅川一美	安曇野市豊科南穂高5171番地3

退 任

氏 名	住 所
山田峯生	安曇野市豊科南穂高6704番地1
山崎弘義	安曇野市豊科南穂高5120番地2

農地整備課

公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年7月9日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理 事

新 任

氏 名	住 所
百瀬文夫	松本市大字和田2056番地
川久保吉郎	松本市大字新村1152番地
高橋平吉	安曇野市三郷温4658番地1
青柳圭二	安曇野市堀金三田3205番地
大月規生	松本市波田6754番地
村山誠仁	松本市大字今井2611番地
中田平男	安曇野市三郷小倉3522番地1

重 任

氏 名	住 所
上條信太郎	松本市大字和田788番地
井口謙司	安曇野市豊科952番地
村上昭秀	東筑摩郡山形村6268番地
中村善行	塙尻市大字洗馬4918番地
清沢實視	東筑摩郡山形村6797番地2
中村武雄	東筑摩郡朝日村大字西洗馬1003番地ノ1
倉田勝功	松本市梓川梓835番地
勝野利勉	安曇野市穂高有明7660番地2

退 任

氏 名	住 所
青木泰十郎	松本市大字新村714番地
赤羽寛	松本市大字神林3290番地
樋口吉史	松本市梓川梓2095番地
竹内茂壽	松本市梓川倭2441番地1
中村二三雄	松本市波田1585番地1
三村英俊	松本市大字今井3570番地
二木清一	安曇野市三郷明盛4938番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
萩原邦彦	松本市梓川上野515番地1

重 任

氏 名	住 所
三枝一	東筑摩郡山形村3257番地
北林光司	安曇野市堀金鳥川1131番地

退 任

氏 名	住 所
濱喜八	松本市大字島立4848番地

農地整備課